

大和市指定下水道工事店の違反行為に対する処分等に関する基準

(平成30年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この基準は、違反行為を行った大和市下水道条例（平成6年大和市条例第22号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により本市が指定する下水道工事店（以下「指定工事店」という。）に対し、行政指導のほか、条例第7条第2項及び大和市指定下水道工事店規則（平成10年大和市規則第53号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づく処分について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この基準において違反行為とは、別表第1に掲げる規定に違反した行為をいう。

(違反行為の事実確認)

第3条 市長は、指定工事店が前条の違反行為を行い、又は行つたと疑われる場合は、その事実確認を行うものとする。

2 市長は、前項の事実確認を行う場合は、指定工事店及び必要に応じて排水設備工事の依頼者(法人の場合は、その代表者)に対し、聞き取りのための来庁を求め、又は書面による報告を求めるものとする。

3 市長は、前項により違反行為を行つたと認められるときは、報告書を作成するものとする。

(違反行為の区分及び違反点数)

第4条 市長は、指定工事店が別表第1に掲げる違反行為を行つたと認められるときは、違反行為の区分に応じて同表に定める違反点数を付する。ただし、違反行為が不可抗力その他特別の事情によるものと認められる場合は、この限りでない。

(処分及び指導の基準)

第5条 指定工事店による違反行為に対する処分及び指導は、前条の規定により付した累積違反点数に応じて、別表第2に定める基準に従い行うものとする。

(意見陳情のための手続)

第6条 市長は、前条の規定により処分をしようとするときは、大和市行政手続条例（平成9年大和市条例第2号）に基づき、必要な手続を行うものとする。

(処分の決定)

第7条 市長は、前条の手続の結果を十分に考慮し、処分を決定するものとする。

2 前項の場合において、市長が特に必要と認めるときは、大和市指定下水道工事店違反行為処分審査委員会（以下「委員会」という。）が違反行為に対する処分について調査し、審議することができる。

3 市長は、第5条の規定にかかわらず、委員会の意見等を勘案し、やむを得ない理由があると認められるときは、処分を軽減することができる。

(違反点数の消滅)

第8条 第4条の規定により付された違反点数は、次の各号のいずれかに該当したときは、消滅する。

(1) 違反点数を付された日以降、新たな違反点数の付加がなく2年を経過したとき。

(2) 別表第2の3項から6項に該当する処分があったとき。

(様式)

第9条 この基準で使用する様式は、別表3のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

該当条項	違反行為の区分	違反点数		
		初回	2回目	3回目以降
条例第6条第1項	市長未確認で工事に着手したとき。(申請後、確認を受けていない工事に着手したとき。)	1点	2点	2点
条例第8条	工事を完了した日から5日以内に届け出をしなかったとき。	1点	2点	2点
条例第6条第1項及び条例第8条	市長未確認で工事に着手し、完了後5日以内に届け出をしなかったとき。(無届工事を行ったとき。)	7点	11点	18点

規則第10条 第2項第2号	業務に関し不誠実な行為をしたとき。 (例：現地検査の再予約や、修正図面の提出等に関して、度重なる指示にも関わらず対応しなかったとき。)	1点	2点	2点
	業務に関し不正な行為をしたとき。 (例：排水設備の工事の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。指定工事店としての自己の名義を他の者に貸与したとき。排水設備工事の監理を専属の責任技術者に行わせなかったとき。)	7点	11点	18点
	市長が指定工事店として不相当と認めたとき。 (例：資格要件を欠くなどの規則第9条の要件に該当し、指定工事店指定辞退届が遅滞なく提出されなかったとき。)	指定取消し		

(備考) 同じ区分の違反行為が2年間ない場合、初回の違反として点数を付する。

別表第2 (第5条関係)

区分	内容	累積違反点数	指定工事店
1	指導	1～3点	注意書(第1号様式)の交付
2	指導	4～6点	警告書(第2号様式)の交付
3	処分	7～10点	30日の指定停止
4	処分	11～14点	90日の指定停止
5	処分	15～17点	180日の指定停止
6	処分	18点以上	指定取消し

(備考) 指定停止又は指定取消しとなった場合、契約中の工事については履行することができる。

別表第3 (第9条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	注意書	第5条
第2号様式	警告書	第5条